
冷蔵設備規則

規
則

2010年 第1回 一部改正

2010年10月15日 規則 第77号

2010年7月6日 技術委員会 審議

2010年7月27日 理事会 承認

2010年10月15日 規則第77号
冷蔵設備規則の一部を改正する規則

「冷蔵設備規則」の一部を次のように改正する。

2章 検査

2.1 一般

2.1.4 検査の準備等

-5.として次の1項を加える。

-5. 搭載された機器，部品等を交換する場合には，当該機器等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については，交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

附 則

1. この規則は，2010年10月15日から施行する。

冷蔵設備規則検査要領

要
領

2010年 第1回 一部改正

2010年10月15日 達 第91号

2010年7月6日 技術委員会 審議

2010年10月15日 達 第91号
冷蔵設備規則検査要領の一部を改正する達

「冷蔵設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

附属書 1.1.1-2 雰囲気制御設備に関する検査要領

1.5 制御，警報及び監視装置

1.5.5 を次のように改める。

1.5.5 人身保護用の監視警報装置

次の区画及び室には酸素濃度を監視し，かつ，酸素濃度が低下した場合に警報を発する固定式の酸素濃度監視警報装置を設けなければならない。

- (1) **CA** 区画の隣接閉囲区画。ただし，CA 区画との隔壁に電線，管，トランク，ダクト等の貫通部を持たない区画であって，乗組員が通常作業を行わない場所を除く。
- (2) 固定式窒素発生装置室

附 則

1. この達は，2010年10月15日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。